

厚生労働省神奈川労働局発表
平成27年10月1日

担 当	神奈川労働局雇用均等室	
	室長	池田 真澄
	地方短時間労働指導官	大塚 利佳
	電話	045-211-7380

「女性活躍推進法等説明会」を開催します！

平成28年4月1日、女性活躍推進法が全面施行されます。

神奈川労働局（局長 若生正之）では、県内企業の人事労務担当者等を対象に、女性活躍推進法の成立までの経緯や、企業において具体的にどのような取組が必要になるのか等、法律に関する理解を深めていただくことを目的として、「女性活躍推進法等説明会」を開催します。

1. 女性活躍推進法（一般事業主行動計画関係）のポイント <資料1>

301人以上の労働者を雇用する企業に対し、(1)～(3)を義務付け

- (1) 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析
- (2) その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表
- (3) 自社の女性の活躍に関する情報の公表

2. 「女性活躍推進法等説明会」について <資料2>

日時：平成27年10月14日（水） 14:00～16:15

内容：女性活躍推進法について

説明：厚生労働省 雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課長 小林 洋子
妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止について ほか

場所：関内ホール（横浜市中区住吉町4-42-1） 定員：800名

●次回以降の説明会開催予定については、決定次第神奈川労働局HPに掲載

<資料1> 女性活躍推進法が成立しました！

<資料2> 女性活躍推進法等説明会を開催します！

女性の職場における活躍を推進する 女性活躍推進法が成立しました！

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに、**①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要**があります。

301人以上の労働者(※)を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。

(※)労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、**300人以下の事業主の皆様は努力義務**となっています。

<ステップ1>

自社の女性の活躍状況を把握し(※1)、課題分析を行ってください(※2)

次の女性の活躍状況(①~④)については必ず**把握し、課題分析**を行ってください。

①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率

★ 女性の活躍状況の把握や課題分析のための支援ツールについては、**年内**に厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、ぜひご活用ください！

(※1) そのほか任意で把握することとする項目については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※2) 望ましい課題分析の手法についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

<ステップ2>

行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた**①行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表**を行ってください。

①行動計画には、**(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期**を盛り込んでください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**行動計画の公表先**として、ぜひご活用ください！

(※) 行動計画を策定した旨の届出については、来年1月頃から受付を開始します。

(※) 労働者への周知方法、外部への公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※) 効果的な取組内容についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

<ステップ3>

自社の女性の活躍に関する情報を公表してください

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、**自社の女性の活躍に関する情報を公表**してください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**情報公表先**として、ぜひご活用ください！

(※) ①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率のほかの公表項目、公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※) 公表項目はその中から、適切であると考える項目を一つ以上選んで公表してください。

さらに！

女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう！

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、**厚生労働大臣の認定**を受けることができます。

(※) 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

(※) 認定基準、認定マークについても、今後、厚生労働省令などで定め、10月頃にお示しする予定です。

また、10月頃お示しする予定の**行動計画策定指針**において、右に掲げる項目を中心とする女性の活躍推進のための**効果的な取組**を盛り込む予定ですので、女性の活躍推進に向けた取組の実施に当たり、ぜひご活用ください！

女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

検索！

女性活躍推進法特集ページ



今後お示しする予定の取組分野

- ◆ 女性の積極採用に関する取組
- ◆ 配置・育成・教育訓練に関する取組
- ◆ 継続就業に関する取組
- ◆ 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
- ◆ 女性の積極登用・評価に関する取組
- ◆ 雇用形態や職種の転換に関する取組
- ◆ 女性の再雇用や中途採用に関する取組
- ◆ 性別役割分担意識の見直しなど職場風土改革に関する取組

☆ 女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

☆ その他のお問い合わせについては、最寄りの都道府県労働局雇用均等室までお気軽にどうぞ。

【受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)】

北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2859	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-224-6288	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		



厚生労働省 都道府県労働局雇用均等室

平成27年9月作成 リーフレットNo.15

平成28年4月1日施行

女性活躍推進法 等説明会 を 開催します！

女性活躍推進法が平成27年8月28日に成立しました。

同法により、301人以上の労働者を雇用する企業には、平成28年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析 ②行動計画の策定・届出・社内周知・公表 ③自社の女性の活躍に関する情報の公表の3点が義務付けられます（300人以下企業は努力義務）。

企業において4月までにどのような取組が必要になるのか等、法律の理解を深めていただくことを目的として、企業の人事労務担当者等を対象に以下のとおり説明会を開催します。

日時

平成27年10月14日（水）

14:00～16:15

（13:15 開場）

場所

関内ホール（大ホール）定員800名

横浜市中区住吉町4-42-1

内容

女性活躍推進法について

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

雇用均等政策課長 小林 洋子

この他、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止、改正パートタイム労働法（平成27年4月1日施行）についてもご説明します。

※次回以降の説明会開催予定につきましては、決定次第神奈川労働局HPに掲載します。

【お問合せ先】 説明会参加申込は、裏面の申込書によりお願いします

神奈川労働局雇用均等室 ☎045-211-7380

会場案内図

- JR「関内」駅
北口から徒歩6分
- 横浜市営地下鉄「関内」駅
9番出口から徒歩3分
- 地下鉄みなとみらい線「馬車道」駅
5番出口から徒歩4分



参加申込みについて

参加申込書に御記入の上、FAXにより神奈川労働局雇用均等室へお申し込みください。

FAX 045-211-7381

申込期限：平成27年10月5日（月）

※定員（800名）になり次第締切となります。定員に達した後にお申込みいただいた方には、雇用均等室より電話連絡を差し上げます。連絡のなかった方はそのまま御参加いただけます。なお、定員に達した場合は神奈川県内の事業主等の御参加を優先しますので、御了承願います。

女性活躍推進法等説明会 参加申込書（10/14）

事業所名	
所在地	〒
電話・FAX	電話 FAX
役職・氏名	
質問事項	※当日の説明内容について、御質問がありましたら御記入ください。

※当日は、本申込書を御持参ください。